

日本幼稚園協會編輯 幼兒の教育

會長 東京女子高等師範學校長 下村壽一
主幹 附屬幼稚園主任 倉橋惣三

日本幼稚園協會規則

第一條 本會へ幼兒教育ノ改良發達ヲ圖

ルヲ以テ目的トス

第二條 本會ハ日本幼稚園協會ト稱ス

第三條 會員タラントスルモノハ幼稚園

ニ關係アルモノ又ハ幼兒教育ニ篤志ナ

ルモノトス

第四條 會員ハ會費トシテ一ヶ月金參拾

五錢ヲ賦出スヘシ、會員ハ無料ニテ本

會發行雜誌ノ配布ヲ受ケ又本會ノ事業

ニ關シ諸種ノ便宜ヲ受ク

第五條 令聞名望アル人ニシテ本會ノ事

業ニ裨益アリト認ムルトキヘ特ニ請ヒ

チ客員トナスコトアルヘシ

第六條 幼稚園ニ關係アルモノニシテ本

會ノ事業ノ爲ニ特ニ盡力ヲ與ヘラル、

モノニ請ヒテ地方委員トナスコトアル

ヘシ

第七條 本會ハ毎年一回總會ヲ開ク

但場合ニヨリ臨時休會スルコトヲ得

第八條 本會ハ左ノ事業ヲ行フ

一、幼兒教育ニ關スル研究及ヒ調査

一、幼兒教育ニ關スル講演會及ヒ講習

會ノ開催

一、雜誌發行(毎月一回)

一、幼兒教育ニ關スル書刊行

一、保姆就職及招聘ニ關スル仲介

一、其他本會ノ目的ニ裨益アリト認メ

タル事件

第九條 本會ニ左ノ役員ヲ置ク

會長 一名 倉橋惣三

主幹 一名 倉橋惣三

副幹 一名 倉橋惣三

幹事 若干名 倉橋惣三

評議員 若干名 倉橋惣三

第十條 重要ナル事件ニ關シ

會長ノ諮詢ニ應ス

會長ノ指揮ヲ受ケ會

務ヲ分掌ス

第十一條 主幹 幹事 評議員ハ二ヶ年

ヲ期シテ會長ヨリ推舉スルモノトス

第十二條 本會ハ必要ニ應シ特ニ委員ヲ

設ケ又ハ書記ヲ雇入ル、コトアルヘシ

第十三條 本規則ハ邊會出席會員ノ三分

ノ二以上ノ同意ヲ得ルニアラサレハ變

更スルコトヲ得ス

價定	
半ヶ月分	送料
牛ケ年冊	金貰拾五錢
冊送	金貰拾五圓
冊料	金貰拾五圓
共	金貰拾五圓
告	
神田區一ツ橋ノセ品田	一等面一頁
廣告社に御申込下さい	一頁以下

特等面一頁	二等面一頁
金貰拾五圓	金拾五圓
金貰拾五圓	金拾五圓
金貰拾五圓	金拾五圓

(外國行郵稅は一部金拾貳錢の割にて御拂込下さい)
昭和十七年五月二十八日印刷納本
幼兒の教育 第四十二卷 第六號 行

印 刷 所 東京市小石川區大塚町三十五

印 刷 者 東京市本郷區駒込林町百七十二番地

東京女子高等師範學校附屬幼稚園内

常 常 常

東京市本郷區駒込林町百七十二番地

東京女子高等師範學校附屬幼稚園内

杏 林 舍

聯合會社

振替口座東京一七二六番

日本幼稚園協會

發行所

日本幼稚園協會

東京市本郷區駒込林町百七十二番地

東京女子高等師範學校附屬幼稚園内

東京一七二六番日本幼稚園協會宛に願ひます。

一、本説御注文の方は凡て前金(郵稅共)で願ひます。(郵券代用の場合には總て一割増)

一、御送金の場合はなるべく振替貯金で振替口座

一、東京一七二六番日本幼稚園協會宛に願ひます。

一、送金の節には第何月號より第何月號迄

一、と明記せられました。本説の代金に對しては別に領收證を差出しません。特に御入用の方は往復はがきで御申越を

一、送金切又は前金切の際にはその最終發送の雜誌封筒に前金切の印章を押捺いたしましたから其節は早速御送金を願ひます。

一、本説の見本御入用の場合は前金參拾五錢發送を願ひます。

(毎月四一年五月十五日第三種郵便物認可
昭和十七年五月一日發行)

(毎月二十七日全國書店一齊發賣
昭和十七年五月二十八日印刷納本
行)

(停) 定價 參拾五錢

倉橋惣三先生、岸邊福雄先生、清水良雄先生、西條八十先生、
小松耕輔先生、三田谷啓先生。
西村眞琴先生、及川ふみ先生、小川正道先生、和田實先生、
高崎龍樹先生、土川五郎先生、久保良英先生、久留島武彦先
生、赤羽吉子先生、關寛之先生其他十數氏。

毎月二十七日全國書店一齊發賣
一冊 定價 金三十五錢



お子たちの保育に——時代は要望する

幼稚園に託児所に家庭に、幼児保育の重要な一役を擔
ふ繪本を。

明るい面白さで、正確で健全な繪本を「強い日本」の
「強い子ども」の爲に。

大東亞共築圏確立の逞しい指導的意慾を盛つた、力強
い繪雜誌ミクニノコドモを。

觀察繪本ミクニノコドモの編輯は次の陣容を整備して

る。

キンダーブック改題 ◇月刊幼児繪雜誌◇ 觀察繪本ミクニノコドモ

株式会社 日本保育館

番二六六三(33)話電 四・二町保神・田神・京東 社本
番七二八三(24)話電 六二・五町後備・區東・阪大 所張出